

【諮問第141号】

18川情個第68号

平成18年10月16日

川崎市教育委員会  
委員長 宮田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する全部開示処分に関する異議申立てについて  
(答申)

平成17年5月23日付け17川教指第439号で諮問のありました公文書開示請求に対する全部開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関の行った全部開示処分の判断は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成17年4月13日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「川崎市宮前区の富士見台小学校で、校長室内学年別ロッカーに保管した茶封筒の中身38通分の成績通知書だけが紛失したことが発覚した事件もしくは事故に関し、教育委員会および学校が保管している文書のすべて」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、平成17年4月25日付けで、本件請求の対象公文書を「通信票『のびゆくすがた』遺失報告書（平成17年3月25日付け文書）」、「4年2組臨時学級懇親会のお知らせ（平成17年3月14日付け文書）」及び「学校通信（平成17年4月5日付け文書）」と特定し、全部開示処分を行った。

異議申立人は、平成17年5月9日付けで、本件全部開示処分に対し、他に対象公文書があるはずであり、対象となる公文書のすべての開示を求めるとして異議申立てを行った（当審査会諮問第141号事件）。

## 3 異議申立人の主張要旨

平成18年5月8日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

請求に対して「通信票『のびゆくすがた』遺失報告書（平成17年3月25日付け文書）」、「4年2組臨時学級懇親会のお知らせ（平成17年3月14日付け文書）」及び「学校通信（平成17年4月5日付け文書）」の3つの文書に特定しているが、実施機関は請求内容に対して自分勝手に合理性を欠いた恣意的な判断で対象公文書の特定を行っている。これだけしかないということはある得ない。請求の内容と処分の内容が一致していない。

開示された文書の他に少なくとも職員会議録、教育委員会との連絡文書、警察等への紛失届、その後の対応についての文書、校長会での文書その他関係機関との協議の文書があるはずである。

## 4 実施機関の主張要旨

平成17年10月24日付け処分理由説明書及び平成18年4月10日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件請求に対して、対象公文書を「通信票『のびゆくすがた』遺失報告書（平成17年3月25日付け文書）」、「4年2組臨時学級懇親会のお知らせ（平成17年3月14日付け文書）」及び「学校通信（平成17年4月5日付け文書）」と特定し、記載された記録のうち開示できない部分が存在しないため、全部開示処

分を行った。

- (2) 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）によれば、「校長は、職員又は児童生徒に関し重要と認められる事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、文書をもってその詳細を報告しなければならない。」こととなっており、また、各学校の判断により、保護者又は関係者に対して、文書通知や説明会等により、事故の状況や内容を報告している。
- (3) 対象公文書については、規則第33条により報告を受けた文書及び教育委員会が学校長に対し電話連絡並びに指導主事による聞き取り調査により存否を確認し、特定したものである。
- (4) このうち、「通知票『のびゆくすがた』遺失報告書（平成17年3月25日付け文書）」については条例第8条各号に照らし、開示できない部分が存在しないため、全部開示処分としたものである。
- (5) また、「4年2組臨時学級懇親会のお知らせ（平成17年3月14日付け文書）」及び「学校通信（平成17年4月5日付け文書）」はいずれも保護者に対して配布された文書であり、いずれにも開示できない情報が存在しないため、全部開示処分を行ったものである。

## 5 審査会の判断

- (1) 文書の特定の不十分さ、恣意性に関する異議申立人の主張について  
文書の特定は、開示請求の本質的内容であり、実際には開示請求者がこれを行うことは困難な場合があることから、実施機関には文書の特定のための情報提供を行うなど積極的に協力すべきであることは条例上も明らかである。しかしながら、条例上、文書の特定は客観的に行われるべきものであって、本件においても、以下のように、文書の特定は行われており、ただ特定された対象公文書の範囲及びそれらの存否について争いがあるに過ぎないというべきである。本件異議申し立ての適否も結果的にこれら特定された公文書の範囲及びそれらの対象公文書の存否の問題に帰する。

本件請求は「富士見台小学校で38通の成績通知書だけが紛失したことが発覚した事件若しくは事故に関し、教育委員会及び学校が保管している文書のすべて」の公開を求めたものであるが、この限りにおいて文書の特定はなされているのであり、争点はこれら対象公文書の範囲及びそれらの公文書の存否にある。

- (2) 実施機関からの事情説明聴取及び本審査会の見分によると、以下のような事実が認められる。

開示請求の際、本件に関する事件経過を記した文書は存在しなかったこと、警察に遺失届けを提出しているが、学校担当者が警察署において書いたものであることから、富士見台小学校の校長の手元には関連文書は存在しなかったこと、父兄会を開いて質疑等を行っているが、該当クラスの保護者を集めて、事件経過を校長が口頭で説明したため、文書は存在しないことが認められる。また本件事故

当時に実施機関においてはブロックごとの担当がいたが、記録は手控え程度のものであり、口頭による報告となっていたこと、本件について事故報告書を提出したこと、その他保護者会に欠席した父兄には戸別訪問により口頭で説明がなされたとしており、公開された文書以外、特段、その他の公文書が作成されていないことが認められる。

したがって、当審査会における処分説明聴取と調査の結果は以上述べたとおりであり、それ以上に対象公文書が存在する事実はないし、それらを推認させる事実も存在しない。

結論として本件全部開示処分は適法なものであり、これを取消す理由は存在しない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 委 員 | 小 林 | 美智子 |
| 委 員 | 鈴 木 | 庸 夫 |
| 委 員 | 高 岡 | 香   |
| 委 員 | 安 富 | 潔   |